

1 個別避難計画作成 対象者

避難行動要支援者
全体：1,419名
(R6.4 時点)

ローリスク層
(要支援者)

計画作成
対象者
475名

ハイリスク層
(要介護者)

本人・関係者記入の個別避難計画

- 家族を中心に地域と共に作成
 - 本人家族の自助意識の向上
- ⇒ 秋ごろに対象者へ、案内を郵送
対象者や家族が個別避難計画作成

町支援の個別避難計画

- 優先度の高い避難行動要支援者について、町が関係者と連携して作成する個別避難計画
- ⇒ **優先度が高い順に町がケアマネージャーへ委託**し
個別避難計画作成対象の本人、家族および福祉専門職、
避難支援等関係者（自治会や自主防災組織など）
と協力のうえ個別避難計画作成予定

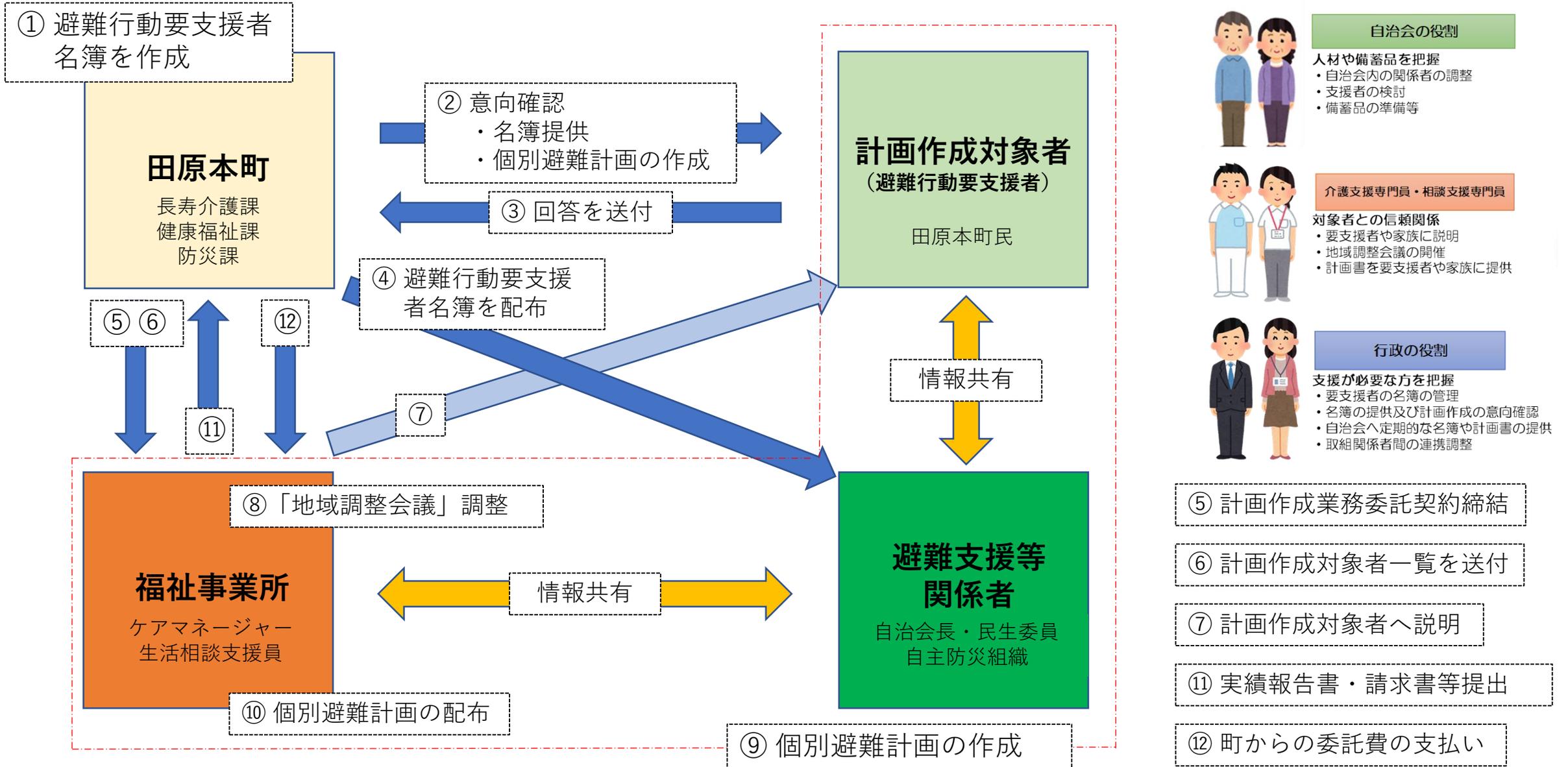
≪介護区分の対象者≫

- ① 単身世帯又は高齢者のみの世帯に属する高齢者（75歳以上）で、要支援1・2又は要介護1・2の認定を受けている者
- ② 要介護認定3以上の者

2 個別避難計画作成 介護区分優先度

個別避難計画作成 振分表			浸水想定区域			
			2m以上	1~2m	0.5~1m	0.5m未満
A	・専門的な支援が必要	要介護3以上	【公助】専門的な視点を取り入れ作成 ○専門職が対応しないと避難行動が困難 ○住民だけでの対応が困難 ※要介護認定1以上かつ個別避難計画作成に同意した方全てを対象とするので、一度に対応することは困難である。 よって、浸水想定区域で優先順位をつけて順次対応する。			
	・入院や施設入所を検討					
B	・一般避難所での生活が困難	要介護1・2	※要介護認定1以上かつ個別避難計画作成に同意した方全てを対象とするので、一度に対応することは困難である。 よって、浸水想定区域で優先順位をつけて順次対応する。			
	・福祉避難所の利用を検討					
C	・一般支援や守りで生活可能	要支援1・2	【自助・共助】本人・家族で作成 ○地域の支えあいに対応していくことが必要 ○マップが有効		本人・家族で作成 ○優先度は低いが、マップを作成し備えていくことが大切	
	・一般避難所・在宅での生活を検討					

3 個別避難計画作成までの流れ【全体図】



4 個別避難計画作成 手順① (介護事業向け)

⑤ 計画作成業務委託契約締結

事業所 ⇄ 長寿介護課

- 田原本町に届け出のある居宅介護支援事業所に対し、契約書を送付
- 押印のうえ、田原本町役場長寿介護課へ提出(契約締結)
※ 1年ごとに契約



例年4月ごろ(令和6年度は8月ごろ)

⑥ 計画作成対象者一覧を送付

長寿介護課 ⇒ 事業所

- 作成の優先度が高い順に今年度作成予定の一覧を送付(対象者がいる事業所のみを送付)
※ 一覧に自治会長の連絡先等を記載
- 作成期限は年度末(3月31日)

例年5月ごろ(令和6年度は9月ごろ)

令和6年度は
150件作成予定

別紙 令和6年度個別避難計画作成対象者

No	被保険者番号	氏名	セイ	生年月日	住所	行政区	自治会長氏名	自治会長連絡先
1								
2								
3								

依頼書(案)

4 個別避難計画作成 手順② (介護事業向け)

⑦ 計画作成対象者へ説明

事業所 ⇒ 計画作成対象者 (避難行動要支援者)

- モニタリング等の利用者へ訪問時
利用者へチラシを用いて
計画に関して説明
- ※ 町から委託を受けている
旨の説明を必ずお願いします
- 本人の状況や近隣の支援者の有無
およびハザードマップ
などあらかじめご確認ください
- ★ 緊急時の時だけでなく、
平常時の備えに関しても
この機会にご検討ください



チラシ(案)

⑧ 「地域調整会議」の調整

事業所 ⇒ 自治会長

- 作成依頼書に記載されている自治会長
へ、連絡し地域調整会議の、自治会から
の参加者、実施場所および時間を調整
- ※ 事前に作成対象者へ、自宅での開催が可能
かどうかについて確認し自治会長へ
伝えてください

注意事項

- ・ 計画作成対象者が、施設へ入所や入院、
および介護認定が終了した場合は
個別避難計画の作成対象外となります
- ・ 計画作成対象者が別居宅支援事業所と
契約した場合は長寿介護課へ
ご連絡ください

個別避難計画について

- 個別避難計画とは・・・
あらかじめ災害に備えて、いつ、どこに、どのように避難するかを事前に残しておくものです。
- 作成が必要な人は・・・
災害時に自ら避難することが難しい高齢者や障がい者となります(「避難行動要支援者」といいます。)
- 作成する人は・・・
町から委託を受けた担当のケアマネジャーや相談支援専門員などです。
- 作成方法は・・・
地域調整会議を開催し、ご本人、ご家族や支援者などが話し合った内容を、作成する人が書面でごまとめます。具体的にはハザードマップなど見て、浸水区域の確認、避難先・避難経路の確認などを行いながら決めていきます。
- 内容は・・・
ご本人の状況、洪水・地震の時の避難先、避難経路、支援者および緊急連絡先などを記入します。
- 作るメリットは・・・
あらかじめ避難先や避難方法を決めておくことで、災害時に慌てず避難行動を行うことができます。避難の際に持っていくことで、避難所の担当者や支援者が情報を把握しやすくなります。(個別の支援をお約束するものではありません)
- 作成義務は・・・
義務はありません。ご希望の方のみ作成をします。

4 個別避難計画作成 手順③ (介護事業向け)

⑨ 個別避難計画等の作成

事業所 ⇔ 計画作成対象者 ⇔ 支援者

- 本人・家族や支援者となる近隣住民、自治会関係者（自治会長や自主防災組織等）、ケアマネジャーが集まり、本人の状況や支援内容、避難方法や避難所等話し合う

※ 避難経路はハザードマップや自治会関係者から聞き取りのうえ検討してください

※ 計画の実行基準は
レベル3 高齢者等避難
(高齢者等以外の人にも必要に応じ普段の行動を見合わせ始めたり避難の準備をしたり危険を感じたら自主的に避難するタイミング) です



- 地域調整会議に参加が想定される方
 - ・ 作成対象者および家族
 - ・ 作成者(ケアマネ)
 - ・ 自治会関係者(自治(副)会長・自主防災組織)
 - ・ 家族以外の支援者(近隣の住民)(いる場合)
 - ・ 民生児童委員(かかわりのある方)
 - ・ 中和保健所(かかわりのある方で必要な場合) ※
- ※必要な場合は町まで連絡ください

★ 計画に記載する支援者や緊急原則 自治会や町へ情報提供が可能な方としてください提供できない場合は長寿介護課へご相談ください

●作成する過程での人と人との繋がりづくりも大事

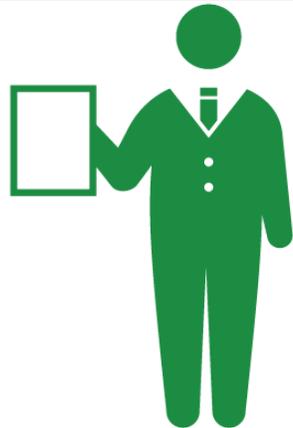
● 個別避難計画は要支援者の避難を具体的にどうするのかについて決めるもので決して難しいものではありません！

4 個別避難計画作成 手順④ (介護事業向け)

⑩ 個別避難計画の配布

事業所 ⇒ 計画作成対象者・支援者

- 作成した個別避難計画を、計画作成対象者・家族・および支援者へ配布
- ※ 支援者が団体の場合は、配布先について事前に確認をしてください
- ※ 自治会長が支援者でない場合自治会長へは町から配布します



⑪ 実績報告書・請求書等提出

⑫ 町からの委託費の支払い

事業所 ⇒ 長寿介護課 ⇒ 事業所

- 作成した個別避難計画、実績報告書および請求書を長寿介護課へ随時提出(複数名づつでも可)
- 死亡、入院および施設へ入居した場合など個別避難計画が作成できなかった方についても報告(報告様式を作成予定)
- 計画書に不備がある場合、修正を依頼
- 不備がない場合、1件当たり7,000円(税込み)の委託費を支払う

5 個別避難計画作成 付随する業務

1 避難訓練

作成した、個別避難計画に基づいて避難訓練を実施し、計画書を変更する。

⇒ 作成した、計画の実行性を確かめるため避難訓練は有効です。委託契約の必須業務ではございませんが、作成対象者等から依頼があった場合はご協力のほどお願いいたします。

2 自己作成分

本人・関係者記入の個別避難計画（自己作成）のサポートに協力する。

⇒ 令和6年度秋ごろに、ローリスク層の作成対象者へ、個別避難計画の自己作成の対象者へ案内を予定。自己作成者から計画作成のサポートを求められた場合、サポートにご協力ください。

3 計画の更新・変更

作成対象者の状況が変わり、個別避難計画を更新・変更する。

⇒ 計画作成対象者の心身の状況の変化、浸水想定区域の見直しその他の個別避難計画に影響を及ぼす事由が生じたときは、必要に応じて個別避難計画を随時更新・変更のうえ長寿介護課へご提出ください。

原則、更新・変更委託料は発生しませんが、行政区をまたぐ転居や、再度地域調整会議の開催が必要な程度の心身の状況変化があった場合は、必要に応じて委託料をお支払いいたしますので、長寿介護課へご相談ください。

6 個別避難計画作成 Q & A

Q 1. 各種様式はどのように確認することができますか？

A 1. 個別避難計画や実績報告書などの様式は、町のホームページへアップロード予定です。

Q 2. 計画作成しましたが、対象者が亡くなりました。

A 2. 計画作成した作成対象者が死亡、施設入所の場合など、作成した個別避難計画が不要になった場合は、その旨を支援者へ共有し計画書を適切に廃棄してください。

Q 3. 作成対象者の情報についてどの程度計画書に記載すればいいですか？

A 3. 事前に支援者等と情報共有することについて、計画作成対象者や家族の同意が得られた範囲内で情報を共有するようにしてください。

Q 4. 町はどの程度協力出来ますか？

A 4. 委託業務のため原則、会議の調整や計画作成をケアマネージャー自身で行っていただく想定です。ケアマネージャー単独で解決困難な事例があった場合、長寿介護課へご相談ください。助言等の協力をさせていただきます。